

下北ジオパーク認定商品制度要綱

平成29年7月27日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、下北ジオパークの知名度及びイメージ向上と、特徴の異なる3つの海に囲まれ、日本列島を構成する4つの地質が全て集結した大地に育まれたジオの恵みを生かした地域の産業振興を図るとともに、むつ市、大間町、東通村、風間浦村及び佐井村（以下「下北地域」という。）のジオ・自然・文化に基づいたジオストーリーが感じられる商品を下北ジオパークの認定品と認定し、当該商品を地域内外に広く発信する下北ジオパーク認定商品制度について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「認定」とは、申請された商品について第6条の基準に適合する商品を認定商品として認めることをいう。

(審査会の設置)

第3条 下北ジオパーク推進協議会会長（以下「会長」という。）は、商品の認定に関する審査等を行うため、下北ジオパーク認定商品審査会（以下、審査会という。）を設置する。

2 審査会の運営その他必要な事項は、別に定める。

(申請者の要件)

第4条 認定商品の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号いずれかに該当する者とする。

- (1) 下北地域に住所を有する個人又は団体
- (2) 下北地域に本社又は支店若しくは営業所を有する法人
- (3) 前2号に掲げる者のほか、会長が特に認める者

(認定の対象)

第5条 認定商品の認定の対象となる商品（飲食・サービスを含む）は、次に各号いずれかに該当するものとする。

- (1) 下北地域の一次産品を主原料とした加工品
- (2) 下北地域の一次産品を活用した工芸品
- (3) ジオサイトの地形、地質を模したもので、かつユニークな発想の商品
- (4) 下北地域の文化に深く関わるもの

(認定の基準)

第6条 認定商品の認定の基準（以下「認定基準」という。）は、別記1に掲げるとおりとする。

2 会長は、認定基準を変更しようとするときは、審査会に諮るものとする。

(認定の申請)

第7条 申請者は、自己が生産する商品について新しく認定を受けようとするときは、会長が定める期間内に次の書類を会長に提出するものとする。

- (1) 下北ジオパーク認定商品申請書（様式第1号）

- (2) 下北ジオパーク認定商品申請調書（様式第1号 別紙）
- (3) 写真、パンフレット、パッケージ等認定を受けようとする商品の外観が分かるもの
- (4) 前3号に掲げる書類のほか、会長が特に必要と認める書類
（認定の審査）

第8条 会長は、申請者から前条の書類の提出があったときは、当該商品の認定について、審査会に諮るものとする。

- 2 審査会は、前項の規定により会長から諮問を受けたときは、当該商品の認定について審査を行い、その結果を会長に報告するものとする。
- 3 審査会は、書類審査や現地確認等のほか、申請者によるプレゼンテーション及び申請者へのヒアリング等により審査を行うものとする。
- 4 会長は、前項の規定による報告を踏まえ認定の適否を決定するものとする。
（審査結果の通知）

第9条 会長は、認定基準に適合すると認めるときは、その旨を下北ジオパーク認定商品認定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとし、認定基準に適合しないと認めるときは、下北ジオパーク認定商品認定審査結果通知書（様式第3号）によりその理由を付して申請者に通知するものとする。

（認定証の交付）

第10条 会長は、前条の規定により認定の通知を受けた者（以下「認定者」という。）に対して、認定証を交付するものとする。

（認定証の表示）

第11条 認定証は、次に掲げる場所又は媒体に表示するものとする。

- (1) 認定証を交付された個人又は団体の建物等の見えやすい場所
 - (2) パンフレット、チラシ、ポスター、電磁式方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行う映像その他の広告
- 2 認定証の様式については、様式第4号により定める。

（認定証交付整理簿の備付け）

第12条 認定証の交付に際して、会長は、下北ジオパーク認定商品認定証交付整理簿（様式第5号）を備え付け、認定証の交付に関する個人又は団体の名称、所在地、有効期間等の必要事項を記録するものとする。

（認定の公表）

第13条 会長は、認定された商品（以下「認定品」という。）について、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 認定品の名称
- (2) 認定者の氏名及び住所（法人又は団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び事務所又は営業所の所在地）

（認定の期間）

第14条 認定の有効期間は、認定した日から3年を経過する日の属する月の末日まで

とする。認定の更新をした場合の有効期間も同様とする。

(認定の更新)

第15条 認定者は、前条の有効期間が満了となる場合において、認定の更新を受けようとするときは、有効期限が満了する日の30日前までに第7条に準じた申請書類等を会長に提出するものとする。ただし、会長が認める場合は申請書類等の一部を省略することができる。

2 会長は、申請者から前項の書類の提出があった場合において、当該申請に係る商品が前回の認定時から著しい変更がなく、かつ、第20条に規定する実績報告が適切にされていると認められるときは、更新をすることができる。

3 会長は、前項の規定により更新をすることができないと判断したときは、審査会に諮るものとする。

4 審査会は、前項の規定により会長から諮問を受けたときは、書類審査を行うほか、必要に応じて現地確認及び申請者へのヒアリング等により審査を行うものとする。

5 会長は、第9条の規定を準用し、申請者に対し通知するものとする。

(認定内容の変更)

第16条 認定者は、認定申請書の記載事項を変更しようとするときは、第7条に準じた申請書類等を会長に提出するものとする。ただし、会長が認める場合は申請書類等の一部を省略することができる。

(ロゴマーク)

第17条 認定商品マーク（以下「認定マーク」という。）は、別記2のとおりとする。

2 認定マークは、認定品の容器、包装等に表示しなければならない。

3 認定マークは、認定品以外に表示してはならない。

4 認定マークの表示に係る費用は、認定者が負担するものとする。

5 会長は、認定マークの使用状況について、必要に応じて報告を求めることができる。

(認定者の責務等)

第18条 認定者は、この要綱に定める事項及び関係法令等を遵守しなければならない。

2 認定者は、消費者及び流通関係者に対して、認定品の積極的な情報発信に努めなければならない。

3 認定者は、認定品の容器・包装等に認定マークを表示しなければならない。

4 認定品の生産、製造、流通、販売等において、当該認定品に係る事故、苦情等が発生したときは、認定者がその責任を負い、当該事故等の解決に向けて誠実に対処しなければならない。この場合において、事故の内容を下北ジオパーク認定商品事故等発生報告書（様式第6号）により直ちに会長に報告しなければならない。

(認定の取消し)

第19条 会長は、認定者が次の各号いずれかに該当するときは、認定を取り消し、その旨を下北ジオパーク認定商品認定取消通知書（様式第7号）により通知するものとする。

(1) 認定者から認定辞退の申出があったとき。

(2) 認定品が認定基準に適合しなくなったと認めるとき。

(3) 虚偽の申請をして認定を受けたことが判明したとき。

(4) 制度の運用に重大な支障を及ぼす行為又は信頼を著しく損なう行為があったとき。

(5) 認定品の生産若しくは販売を中止し、又は廃止した場合において、再開の見込みがないとき。

2 前項の規定により認定を取り消された者は、その取消の日から3年を経過しなければ、新たな認定を申請することができない。

(実績報告)

第20条 認定者は、毎年度3月末までの認定品の出荷又は販売の実績を下北ジオパーク認定商品実績報告書(様式第8号)により会長に報告するものとする。

(立入検査)

第21条 会長は、前条の規定にかかわらず、特に必要があると認められるときは、認定者に対して認定品の生産実績等の報告を求め、又は認定品の生産、流通施設への立入調査を実施することができる。

(委任)

第22条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月17日から施行する。

別記 1

認定の基準は、次の各号に該当するものとする。

1 商品と下北ジオパークのストーリー性

- (1) 下北ジオパークに関するストーリー性を有しているか（土地・自然・歴史・人の営み等）
- (2) 商品のコンセプトに対する思いがこめられているか
- (3) 下北ジオパークの知名度又はイメージアップにつながるものか

2 商品の独自性の確保

- (1) 商品の特性（原材料、企画、機能、品質等）において、独自性又は希少性を有しているか
- (2) 他の類似商品又は産地としての明確な違いを有しているか

3 消費者の信頼性や安全性の確保

- (1) 商品に下北地域産である又は下北地域産の原料を使用していること
- (2) 商品又は生産過程において、環境や自然など保全に配慮したものであるか
- (3) 商品の品質面及び衛生面の管理ができており、各種関連法令を遵守しているか
- (4) 商品の品質を維持又は向上するための取り組みを行っているか

別記 2

認定マークの基準は、次の各号によるものとする。

- 1 文字が読み取れる程度とし、1.5センチメートル以上3センチメートル以内の範囲で、拡大及び縮小できるものとする。
- 2 デザイン及び色は変更してはならない。

認定マーク



様式第1号（第7条関係）

年 月 日

下北ジオパーク推進協議会
会長 様

申請者 所在地
団体名
代表者氏名 印

下北ジオパーク認定商品申請書

下北ジオパーク認定商品の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1. 申請の分類

() 新規 () 変更 () 更新

2. 商品の名称

3. 商品の分類

	加工品	<input type="checkbox"/> 農産加工品 <input type="checkbox"/> 林産加工品 <input type="checkbox"/> 畜産加工品 <input type="checkbox"/> 水産加工品 <input type="checkbox"/> 菓子類 <input type="checkbox"/> 飲料 <input type="checkbox"/> 調味料 <input type="checkbox"/> その他 ()
	工芸品	種類 ()
	ユニークな 発想の商品	種類 ()
	文化に深く 関わるもの	種類 ()

添付書類

- (1) 下北ジオパーク認定商品申請調書（別紙）
- (2) 認定を受けようとする商品の写真及び補足資料等

様式第1号 別紙

下北ジオパーク認定商品申請調書

1. 申請者の概要について

(1) 個人の場合

ふりがな 氏名			
住所	〒		
電話番号		FAX 番号	
E-mail			
HP/SNS	<input type="checkbox"/> ホームページ <input type="checkbox"/> Facebook <input type="checkbox"/> ブログ <input type="checkbox"/> Twitter <input type="checkbox"/> Instagram <input type="checkbox"/> その他 ()		

(2) 法人又は団体の場合

ふりがな 名称			
代表者の 職・氏名			
所在地	〒		
電話番号		FAX 番号	
従業員数 構成員数			
主な 事業内容			
HP/SNS	<input type="checkbox"/> ホームページ <input type="checkbox"/> Facebook <input type="checkbox"/> ブログ <input type="checkbox"/> Twitter <input type="checkbox"/> Instagram <input type="checkbox"/> その他 ()		

申請に対する 問い合わせ先	担当部局		
	担当者名		
	電話番号		FAX 番号

2. 商品の概要について

ふりがな 商品名		
販売価格 (税抜)		
内容量		
包装等 規格		
賞味期限		
保存方法		
特許等 の有無	<input type="checkbox"/> 特許 <input type="checkbox"/> 商標登録	
表彰歴等		
販売状況	<input type="checkbox"/> 販売開始済	年 月販売開始
		年間販売実績：
	<input type="checkbox"/> 販売予定	年 月販売開始

3. コンセプト、ストーリー性について

<p>商品の特徴、コンセプト等について具体的に記入</p>	
<p>ストーリー性 (商品と下北ジオパークとの関連性について具体的に記入)</p>	
<p>商品に込められた下北ジオパークに対する想いを具体的に記入</p>	

※必要に応じて資料を添付

5. 市場性、将来性について

年間販売見込 金額（量）	円（ ）	
生産能力（量）		
商品ターゲット	市場	<input type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 県内 <input type="checkbox"/> 県外 <input type="checkbox"/> 海外
	販売先	<input type="checkbox"/> 直接一般消費者 <input type="checkbox"/> スーパー等の小売店 <input type="checkbox"/> 百貨店・デパート <input type="checkbox"/> 流通・卸業者 <input type="checkbox"/> 産直市 <input type="checkbox"/> インターネット <input type="checkbox"/> その他（ ）
	その他商品 ターゲット について	
今後の販売計画に ついて具体的に記 入		
販路拡大及び知名 度向上につながる 活動計画や広報計 画があれば具体的 に記入		

注) 認定の更新又は変更のために提出する場合、認定時点から変更の無い箇所は記入を省略することができる。

添付書類

- 生産工程や管理工程が分かる資料や写真
- その他必要資料

年 月 日

様

下北ジオパーク推進協議会
会長 印

下北ジオパーク認定商品認定通知書

年 月 日付けで申請のあった、下北ジオパーク認定商品申請書について審査した結果、下記のとおり認定しましたので通知します。

今後、認定品につきましては、各種イベント等でのPRをはじめ、当協議会や構成市町村におけるPR等に使用することとなりますので、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、認定商品認定証については、月 日に開催いたします、下北ジオパーク認定商品発表会及び認定証授与式で授与いたします。

なお、今後は下北ジオパーク認定商品制度に基づき、必要責務等について遵守願います。

記

1. 認定の分類

() 新規 () 変更 () 更新

2. 商品の名称

3. 有効期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

4. 審査委員の意見

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

様

下北ジオパーク推進協議会
会長 印

下北ジオパーク認定商品認定審査結果通知書

年 月 日付けで申請のあった、下北ジオパーク認定商品申請書について審査した結果、下記のとおり認定することは出来ませんでしたので、通知します。

記

1. 申請の分類
() 新規 () 変更 () 更新
2. 商品の名称

3. 認定出来なかった理由又は意見書

認定番号



認 定 証

商品名 _____

事業者名 _____

認定期間 年 月 日から

 年 月 日まで

下北ジオパーク認定商品として認定します

年 月 日

下北ジオパーク推進協議会

会長

様式第6号（第18条関係）

年 月 日

下北ジオパーク推進協議会
会長 様

申請者 所在地
団体名
代表者氏名 印

下北ジオパーク認定商品事故等発生報告書

下北ジオパーク認定商品に係る事故、苦情等が発生しましたので、下記のとおり報告します。

記

認定番号	第 号
商品名	
対応状況及び 処理の結果	
再発防止対策	

※事故等の対応が未処理、処理中である場合は、経過のみ報告のうえ、処理が完了次第結果を報告すること。

様式第7号（第19条関係）

年 月 日

様

下北ジオパーク推進協議会
会長 印

下北ジオパーク認定商品認定取消通知書

年 月 日付け第 号で認定した下記商品は、下北ジオパーク認定商品の認定を取り消したので通知します。

記

1. 商品の名称

2. 取消年月日 年 月 日

3. 取消理由

4. その他 下北ジオパーク認定商品制度要綱第17条の規定により認定を取り消された場合は、その取消の日から3年を経過しなければ、新たな認定を申請することができません。

様式第8号（第20条関係）

年 月 日

下北ジオパーク推進協議会
会長 様

申請者 所在地
団体名
代表者氏名 印

下北ジオパーク認定商品実績報告書

下北ジオパーク認定商品の出荷又は販売に係る実績について、下記のとおり報告します。

記

1. 認定番号 第 号
2. 商品名

添付書類

- (1) 実績報告書別紙

下北ジオパーク認定商品実績報告書

報告期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
商品の名称	
販売実績額・量	
主な販売先	
イベントやPR等 の実績内容	
下北ジオパークへ の波及効果	
地域経済への波及 効果	

課題や問題点	
課題解決に向けた 今後の取り組みや 計画	

添付資料

- (1) その他実績内容が分かる書類
- (2) 商品及び事業概要が分かる写真
- (3) その他会長が求める資料